

## 1.1 地方分権改革の推進等

地方分権改革の推進等の観点から、次の事項について改めて周知するので、各自治体において遺漏の無い対応をお願いしたい。

### (1) 地方分権改革等に係る介護サービス事業所の指定の取り扱いについて

- 介護サービス事業所の指定については次のとおり閣議決定されているところであるので、都道府県及び関係市町村においては、例えば介護サービス事業所を指定した旨の情報共有など、十分な連携を図りつつ適切な対応をお願いしたい。

【平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)(抄)】

#### 6 義務付け・枠付けの見直し等

##### (12) 介護保険法(平9法123)

(i) (略)

(ii) 介護保険事業の健全かつ円滑な運営のため、介護サービス事業所の指定の状況の共有等、都道府県及び関係市町村が日常的に十分な連携を図ることが望ましいことについて、地方公共団体に改めて周知する。

(iii)・(iv) (略)

### (2) 「規制の簡素合理化に関する調査結果に基づく勧告」(平成26年10月・総務省)に係る訪問介護事業所における従業者数の変更に伴う運営規程の届出の取り扱いについて

- 指定居宅サービス事業者が指定を受ける際に提出した事項に変更があったときは、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条により都道府県知事に届け出なければならないと規定されており、運営規程も変更により届け出が必要な事項と規定されている。
- 運営規程については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第29条において、「従業者の職種、員数及び職務の内容」も定めなければならないとしているところ、平成11年4月20日開催の全国介護保険担当課長会議資料において、次のとおりお示ししている。

【全国介護保険担当課長会議資料(平成11年4月20日)(抜粋)】

#### 1 指定事業者等の指定に係る留意事項等について

1～6 略

#### 7 運営規程の変更の届出の取扱いについて

(1) 従業者の職種、員数及び職務の内容

指定居宅サービス事業者が運営規程の内容を変更した場合には、施行規則第131条各号の規定により、都道府県知事に届け出ることとなっているが、運営規程の内容のうち、「従業員の職種、員数及び職務の内容」については、その変更の届出は1年のうちの一定の時期（どの時期がいいかは各都道府県の判断事項）に行うことで足りるものとする。

（要するに、例えば毎年3月に変更の届出を行わせる場合には、事業者は、前年の3月と比較して変更している事項について届出を行うこととなり、仮に前年の3月からの1年の間に2回以上の変更があったとしても、届出は年1回ということとなる。）

（※下線を付記している。）

- これは、従業員の員数は、日々変わりうるものであるから、運営規程の「従業員の員数」に変更があったとするのは、1年のうち一定の時期を比較して変更している事項があった場合とするという解釈を示したものである。
- このため、資料の中にある「変更があったとしても」については、従業員の日々の変動などを想定しているものであって、運営規程に変更があったとしても届出をしなくてもよいということを示しているものではないことに留意されたい。

【介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）・抄】

（指定訪問介護事業者に係る指定の申請等）

第114条 法第70条第1項の規定に基づき訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～六 （略）

七 運営規程

八～十四 （略）

2～4 （略）

（指定居宅サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第131条 指定居宅サービス事業者は、次の各号に掲げる指定居宅サービス事業者が行う居宅サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 訪問介護 第114条第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関

するものに限る。) から第7号まで、第11号及び第13号に掲げる事項  
二～十二 (略)  
2～4 (略)

【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）（抄）】

（運営規程）

第29条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 (略)
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三～七 (略)

### （3）指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との連携について

- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課が発出した2月18日付事務連絡においては、障害福祉サービス利用者が介護保険サービスを利用するに当たっては、障害者が適切なサービスを受けられるよう、必要な案内や連携を行うこと等の周知について記述のあるところであるので、遺漏の無い対応をお願いしたい。